別表第四（第六条の二関係）

本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
［略］	
法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動（技能）	［略］
法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動（特定技能）	本人と特定技能雇用契約を結んだ本邦の機関の職員
［略］	

別表第五（第五十二条の二関係）

番号	施設
一	成田国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの
二	東京国際（羽田）空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの
三	中部国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの
四	関西国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの
五	仙台空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの
六	福岡空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの
七	博多港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの

別表第六（第五十九条の三関係）

名称	出入国在留管理官署	担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設
東日本地区入国者収容所等視察委員会	東京出入国在留管理局	一　［略］ 二　札幌出入国在留管理局、仙台出入国在留管理局及び東京出入国在留管理局の収容場 三　［略］
西日本地区入国者収容所等視察委員会	大阪出入国在留管理局	一　［略］ 二　名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局、高松出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局の収容場 三　［略］

別表第四（第六条の二関係）

本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
［同上］	
法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動（技能）	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	

別表第五（第五十二条の二関係）

番号	施設
一	成田国際空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
二	東京国際（羽田）空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
三	中部国際空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
四	関西国際空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
五	仙台空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
六	福岡空港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの
七	博多港の近傍にある宿泊施設で法務大臣が指定するもの

別表第六（第五十九条の三関係）

名称	入国管理官署	担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設
東日本地区入国者収容所等視察委員会	東京入国管理局	一　［同上］ 二　札幌入国管理局、仙台入国管理局及び東京入国管理局の収容場 三　［同上］
西日本地区入国者収容所等視察委員会	大阪入国管理局	一　［同上］ 二　名古屋入国管理局、大阪入国管理局、広島入国管理局、高松入国管理局及び福岡入国管理局の収容場 三　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。